

第 46 回世界プライバシー会議結果報告

令和 6 年 12 月 4 日
個人情報保護委員会

令和 6 年 10 月 28 日（月）から同年 11 月 1 日（金）まで、ジャージー代官管轄区で開催された第 46 回世界プライバシー会議（以下「GPA」という。）に、当委員会より、浅井委員、石井専門委員等が出席した。

1 会議全体について

GPA の各参加国のデータ保護・プライバシー機関の長等が出席し、オープンセッション（民間も参加可能）では、約 420 人が参加した（対面参加約 380 人、オンライン参加約 40 人）。

- (1) 10 月 29 日及び 30 日のオープンセッションでは、個人（individual）、イノベーション（innovation）、国際（international）等といったデータ保護・プライバシーの分野を取り巻く“i”から始まるキーワードに着目し、「八つの“i”」¹を主要テーマとして掲げ、それぞれの“i”に関連した内容の講演やパネルディスカッションが行われた。また、今次会議のユニークな試みとして、データ最小化原則の解釈のような議論のあるテーマについてディベート形式で論議したり、日常生活でのプライバシー問題についてデジタルネイティブ世代の学生へのインタビュー等を実施したりした。
- (2) 10 月 31 日及び 11 月 1 日のクローズドセッション（GPA メンバー及びオブザーバーのみ参加可能）では、地域ごとのデータ保護に関する問題の表れ方の違いに係るパネルディスカッションや、先進的な取組を行う機関の知見等を共有するワークショップなどが実施された。また、定例の議題として、GPA 内に組織された各ワーキンググループからの活動報告や、その活動の成果としての決議案の検討などが行われた。決議案については、GPA の内部手続に係る規則を改正するもののほか、データ保護・プライバシー分野における最近の国際的な課題などを踏まえた四つ（信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）、認証制度、神経技術及び監視技術）の決議案の計 5 本が提出され、討議及び微修正の上いずれも採択された。
- (3) なお、10 月 28 日から 30 日まで、データ保護機関のほか、国際機関、関連業界団体等が様々な形式のサイドイベントを開催し、幅広い分野のトピックについて、参加した多様なステークホルダー間での意見交換が行われた。

2 本会議における当委員会からの発言等

(1) 越境移転ツールに関するパネルディスカッション

オープンセッションでは、「越境移転ツールの強みと課題」をテーマとしたパネルデ

¹ 個人（individual）、革新（innovation）、情報（information）、インテグリティ（integrity）、独立性（independence）、国際（international）、異文化理解（intercultural）及び先住・固有（indigenous）の八つ。

ディスカッションにおいて、浅井委員がパネリストとして登壇し、D F F Tの具体化に向けた取組として、越境移転ツールの普及促進の重要性について発信した。具体的には、十分性認定と企業認証の二つのツールを取り上げ、十分性認定については、現在EU及び英国との間で十分性認定の対象範囲を学術分野及び公的部門へと拡大する協議を進めている経験を踏まえ、双方の法令や制度のアセスメントを行うことで、異なる国・地域のデータ保護法制間の共通点や差異の特定が可能となり、将来における相互運用性の実現のためのベースとなり得る旨を述べたほか、企業認証については、今次会議に提出された認証制度に関する決議に触れ、認証を受ける際に、自己点検を行うなど自発的な取組や努力が求められることで、データ保護に関する社内意識の醸成や高い水準の確保につながるなど、認証制度を活用していく有効性について発言した。

(2) 破壊的技術 (disruptive technologies) に関するパネルディスカッション

クロードセッションでは、「破壊的技術に関する地域的課題」と題するパネルディスカッションにおいて、石井専門委員がパネリストとして登壇し、日本における生成人工知能（以下「生成A I」という。）と個人情報保護をめぐる状況について説明した。発表では、日本での生成A Iの利用状況、生成A Iの利用に伴うリスクなどについて概説した後、ディープフェイクによる被害といった具体的事例を紹介しつつ、こどもに加えて高齢者といった脆弱な人々 (vulnerable individuals) の個人情報保護の重要性について発言した。

(3) ガバメントアクセスに関するサイドイベント

「OECDのガバメントアクセスに関する宣言と安全なデータ流通との関係性」をテーマとしたサイドイベントに、当委員会事務局職員が登壇し、D F F TとOECDの「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」（以下「宣言」という。）の関係性について発言した。具体的には、2019年の我が国によるD F F T概念の提唱からD F F T推進の歴史的経緯について紹介し、D F F Tの障壁となる過度なガバメントアクセスへの対策として、OECDにおける宣言起草作業について主導的な役割を果たした点に触れたほか、OECD非加盟国を含め宣言を普及促進するための方策について意見交換を行った。

3 他国データ保護機関等との個別会談

本会議と並行して、シンガポールのデータ保護当局等と個別に会談を実施し、意見交換を行った。

4 次回会議予定

次回会議（第47回）は、令和7年9月に韓国（ソウル）にて開催予定。

以上